

教職員の資質向上

1 背景

教育職員免許法に規定されている「当分の間、特別支援学校の教員は、特別支援学校教諭免許状の保有を要しない」こととしている附則を廃止すべきであるとの内容が平成17年12月の中央教育審議会答申に記載されている。特別支援教育に関する専門性を担保するものとして、特別支援学校教諭免許状保有の重要性を示したものと言える。

本県の保有率は、平成19年度において、特別支援学校の小・中学部の教員は、93.4%、高等部は、67.2%である。また、小・中学校の特別支援学級担任については、25.6%となっている。

2 基本的な考え方

本来、特別支援教育に携わる教員は、特別支援学校教諭免許状を保有している者を配置すべきであるが、保有者数の状況等から、必ずしも免許保有者が配置されているわけではないので、保有率の向上に取り組む。

また、幼児児童生徒の障がいの多様化、重度重複化に対応できる教員の専門性を向上させるため、研修内容の充実を図る。

3 計画

(1) 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上

特別支援教育に関する専門性を確保するための、免許状保有の必要性を周知するとともに、教員免許認定講習等を活用して「新大分県教育総合計画」の目標指標に基づく保有率の向上を図る。

* 新大分県教育総合計画の目標指標（平成18年6月策定）

指 標 名		目 標 値	
		平成22年度	平成27年度
特別支援学校教諭免許状の保有率	小・中学部	95%	100%
	高等部	60%	100%
	小・中学校（特別支援学級担当教員）	60%	100%

特別支援学校高等部は、平成19年度に22年度の目標値達成済み（67.2%）。

(2) 採用・人事における取組

障がいのある幼児児童生徒への一貫した高いレベルの教育を実施する観点から、以下の点について配慮する。

ア 採用

特別支援教育についての専門性を有し、意欲のある教員を確保する観点から、教員採用選考試験において、現在も導入している特別支援学校枠での採用を継続する。

イ 人事

特別支援学校教諭免許状保有者や、特別支援教育に取り組む適性及び意欲を有する者を特別支援教育に携われるよう配置するとともに、校内の支援体制を整備した上で、可能な限り特別支援教育に継続して取り組めるようにする。

(3) 研修の充実

幼児児童生徒の障がいの多様化、重度重複化に対応するため、教育機関や校内において以下の観点から研修内容の充実を図る。

特別支援教育担当教員の専門性の向上

特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

管理職の学校運営に係る特別支援教育

教職員への理解啓発